

少額訴訟債権執行申立書

徳島 簡易裁判所 裁判所書記官 殿

収入印紙
4,000 円

令和 ● 年 ● 月 ● 日

申立債権者 徳島太郎 印

電話 ●●●-●●●-●●●●
FAX ●●●-●●●-●●●●

当事者 }
請求債権 } 別紙目録記載のとおり
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の少額訴訟に係る債務名義の正本に表示された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押処分を求める。

陳述催告の申立て（民事執行法第167条の14，同法第147条1項）

陳述催告の申立てをする場合は、✓を入れてください。

【添付書類】

- | | |
|--|------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 少額訴訟に係る債務名義の正本 | <u>1</u> 通 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 同 送達証明書 | <u>1</u> 通 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 現在事項全部証明書，代表者事項証明書 | <u>1</u> 通 |
| <input type="checkbox"/> 住民票、戸籍附票 | ___ 通 |
| <input type="checkbox"/> 代理人許可申請書 | ___ 通 |
| <input type="checkbox"/> 委任状 | ___ 通 |
| <input type="checkbox"/> _____ | ___ 通 |

※ 当事者の住所や姓が変更等されている場合に提出が必要となります。

(注) 該当する事項の□に✓を付する。

当 事 者 目 録

住 所 〒 ●●● - ●●●● 徳島市●●町●丁目●番地●

(□債務名義上の住所) _____

債 権 者 (氏名又は法人名) 徳 島 太 郎

□代表者 _____

(送達場所) 上記住所

□〒 _____

住 所 〒 ●●● - ●●●● 徳島市●●町●丁目●番地●

(□債務名義上の住所) _____

債 務 者 (氏名又は法人名) 阿 波 花 子

□代表者 _____

現在事項全部証明書、代表者事項証明書の本店等の所在地を記載してください。

住 所 〒 ●●● - ●●●● 東京都●●区●●町●丁目●番地

第三債務者 (氏名又は法人名) 株式会社●●銀行

代表者 代表取締役 ● ● ● ●

(送達場所) □ 上記住所

現在事項全部証明書の場合は「役員に関する事項」欄記載の資格及び氏名を、代表者事項証明書の場合は、「代表者の資格、氏名及び住所」欄の資格及び氏名を記載してください。

〒 ●●● - ●●●● 徳島市●●町●丁目●番地 株式会社●●銀行●●支店

(注) 該当する事項の□に✓を付する。

差押えを求める支店の住所及び支店名を記載してください。現在事項全部証明書の場合は、「支店」欄を参照してください。

請求債権目録

徳島 簡易裁判所 平成 令和 ● 年 少コ 少エ) 第 ●● 号事件の

- 少額訴訟における確定判決
 仮執行宣言付少額訴訟判決
 執行力のある少額訴訟における和解調書
 執行力のある少額訴訟における和解に代わる決定
- 正本に表示された
下記金員及び執行費用

(1) 元金 金 100.000 円

- 主文第 1 項の金員 (内金 残金)
 和解条項第 項の金員 (内金 残金)

(2) 損害金 金 ●, ●●● 円

- 上記(1)に対する、平成令和 ● 年 ● 月 ● 日から
平成令和 ● 年 ● 月 ● 日まで
 年●分の割合による遅延損害金 ●, ●●● 円
- 上記(1)の内金 円に対する、
平成令和 年 月 日から
平成令和 年 月 日まで
 の割合による遅延損害金 円

(3) 執行費用 金 ●, ●●● 円

- (内訳) 本申立手数料 金 ●, ●●● 円
本申立書作成及び提出費用 金 ●, ●●● 円
差押処分正本送達費用等 金 ●, ●●● 円
資格証明書交付手数料 金 ●, ●●● 円
送達証明書申請手数料 金 ●●● 円
執行文付与申立手数料 金 円
 金 円
 金 円

以上(1)～(3)合計 金 ●●, ●●● 円

- 弁済期 平成令和 年 月 日
 最終弁済期平成令和 年 月 日
 なお、債務者は、 に支払うべき
金員の支払を怠り、平成令和 年 月 日の経過により期限の利益
を喪失した。
 なお、債務者は、 に支払うべき
金員の支払を怠り、その額が金 円に達したので、平成令和
 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

(注) 該当する事項の□に✓を付する。

差 押 債 権 目 録

金 ●●●, ●●● 円

債務者が第三債務者株式会社 ●● 銀行（ ●● 支店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本処分送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押処分が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。）

- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金 (2) 定期積金 (3) 通知預金 (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金 (6) 普通預金 (7) 別段預金 (8) 当座預金

- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。